

日本理科教育学会会長選挙規定

平成 13 年 4 月 1 日制定
平成 25 年 6 月 8 日改正

第 1 条(総則)「日本理科教育学会会則」第 20 条に定められた会長は、この規定の定めるところにより選出される。

第 2 条(会長選挙の方法)

1. 会長の選出方法は会長の選挙による。
2. 会長候補者は推薦人による推薦を必要とする。

第 3 条(選挙者の資格)選挙者は会長選挙の行われる前年の 12 月末現在における、本会の会員でなければならない。

第 4 条(会長候補者資格)会長候補者は以下の条件を満たす者でなければならない。

- 1) 会員歴 20 年以上
- 2) 評議員または理事経験者
- 3) 会長任期中は現職者で 65 歳以下である者
- 4) 学会事務局を編成できる者

第 5 条(推薦人の資格)推薦人は、会員歴 10 年以上の会員でなければならない。

第 6 条(選挙管理委員会)

1. 会長選挙のため選挙管理委員会(以下管理委員会という)を置く。
2. 管理委員会は、会長選挙の行われる前年の 9 月までに、各支部持ち回りで組織する。
3. 管理委員会は当該支部の会員から構成される。
4. 管理委員会の委員数は 5 名とする。
5. 管理委員会の委員長は委員の互選によって選任される。
6. 管理委員会は次に掲げる事項を行う。
 - 1) 選挙の告示
 - 2) 推薦者と会長候補者の資格審査
 - 3) 推薦者による推薦理由と会長候補者への所信表明の要請と公表
 - 4) 選挙人名簿の公表
 - 5) 投票用紙の作成及び送付
 - 6) 投票の管理、開票及び結果の公表
 - 7) その他選挙に関わる事務
7. 管理委員会は選挙結果の理事会への報告をもって解散する。

第 7 条(投票)

1. 投票は所定の用紙を用いて行う。
2. 投票は氏名を 1 名記載することによって行う。
3. 投票は無記名とする。
4. 投票は郵送によるものとする。

第 8 条(無効投票)次の投票は無効とする。

- 1) 所定の封筒と用紙を用いないもの、および所定の投票方法に従わないもの
- 2) 投票締切日を過ぎたもの
- 3) 誰に投じたか確認できないもの
- 4) その他管理委員会によって無効と判断されたもの

第 9 条(開票)

1. 開票には 1 名の立会人を置く。
2. 立会人は管理委員会が所属する以外の支部より選出される。
3. 立会人は理事会において決定する。

第 10 条(選挙結果の報告)管理委員会は、選挙の経過およびその結果を理事会に報告する。

附則 この規定は平成 13 年 4 月 1 日より実施する。

附 則 本会則は平成 25 年 6 月 8 日より実施する。